東京医療保健大学ティーチング・アシスタントに関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、東京医療保健大学大学院医療保健学研究科、看護学研究科、和歌山看護学研究科及び千葉看護学研究科（以下「各研究科」という。）に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図るとともに、学生の処遇改善に資するため、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び業務内容）

第２条　前条の教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタント（以下、「ＴＡ」という。）とする。

２　ＴＡは、学部学生、修士課程学生等に対する実験、実習、演習等の教育補助業務を行うものとする。

３　前項の定めのほか、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、ＴＡに授業の一部を分担させることができる。

（応募資格）

第３条　ＴＡに応募できる者は、各研究科に在学する優秀な学生とする。

（募集及び選考）

第４条　ＴＡの募集及び選考は各研究科において行うものとする。

（業務期間等）

第５条　ＴＡの業務期間は、４月１日から翌年３月３１日までの１年間の範囲内とする。

２　ＴＡの業務時間は、当該学生の研究指導、授業等に支障のない範囲内とする。

３　ＴＡの業務時間を算定する場合には、１コマ（９０分）の授業については授業の準備及び片付け等の時間として３０分を加えることができることとする。

（謝金）

第６条　ＴＡの謝金は、１時間当たり東京都の最低賃金以上とし、具体的な金額は理事長が別に定める。なお、第２条第３項の業務に係る謝金は業務内容により理事長が別に定める。

（研修）

第７条　各研究科は、ＴＡに対して必要な研修を行うものとする。

（その他）

第８条　この規程に定めるもののほか、ＴＡに関する必要事項は、各研究科において、別に定める。

附 則　この規程は、平成２４年７月１８日から施行する。

附 則　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則　この規程は、令和４年10月19日から施行し、令和４年10月１日より適用する。

附 則　この規程は、令和５年10月18日から施行し、令和５年10月１日より適用する。